

令和 6 年度第 3 回瀬戸市水道事業経営審議会 結果

1 開催日時	令和 7 年 3 月 1 8 日（火） 午後 2 時から午後 3 時 5 分まで
2 会場	瀬戸市役所 北庁舎 4 階 庁議室
3 出席者	委員 5 名 愛知工業大学 教授（会長）、中京大学 准教授（副会長）、 瀬戸市自治連合会 会長、瀬戸商工会議所女性会 副会長、 瀬戸消費生活クラブ生活学校 会長 事務局 6 名 都市整備部担当部長、水道課長、浄水場管理事務所長、水道課課長補佐、 水道課専門員、水道課管理係長
4 欠席者	瀬戸市社会福祉協議会 会長
5 議事	水道料金表の検討について
6 委員からの意見及び質問、それに対する回答	■「議事 水道料金表の検討について」 〔会長からの説明〕 ・今年度で開催された 1 回目の審議会では、適正な水道料金の検討として、「料金水準」と「改定時期」の 2 点について議論を行った。 ・「料金水準」の設定は、改定施行時期を起点とした 5 か年度で必要となる費用を賄うための収入が確保できるよう算定し、平均改定率 4 2. 5 7 % の案とすることとした。 ・「改定時期」については、令和 8 年 4 月施行に向けて審議会での議論を行い、令和 7 年度初旬に答申を行うこととした。 ・2 回目の審議会では、「水道料金体系」の適正化に向けて、「用途別と口径別の採用案」、「基本水量の設定」「基本料金と従量料金の割合設定」の 3 点について議論を行った。 ・「用途別と口径別」については、現在瀬戸市で採用されている用途別を、全国的な傾向を踏まえ、口径別へ切り替えることとした。 ・「基本水量の設定」については、瀬戸市では、基本水量 20m³までは、使用量に応じて徴収される従量料金がかからず、基本料金のみ負担することとされているが、こちらも全国的な傾向から、基本水量を廃止することとした。 ・「基本料金と従量料金の割合設定」については、令和 8 年度から 12 年度までの 5 か年度で必要となる費用を分類し、基本料金と従量料金に分けて配分する案として、水道事業経営の安定的な基準になり得ると考えられる案を採用することとした。 ・今回は、「水道料金体系」の適正化に向けて、これまでの議論結果を踏まえ、「水道料金表の検討」について議論を行う。 〔事務局からの説明〕 ・これまでの議論を踏まえ、公平性や利用者に理解いただくことを念頭に置いた水道料金表の案を提示する。（○はメリット、×はデメリットを示す） ・料金表案①（資料 6 ページ） 水道料金算定要領（公益社団法人日本水道協会）に基づいて算出したもの ○算定根拠が明確であり、最も公平性が高い ×現行料金表の従量料金部分が、少量使用者に配慮している逡増制を採用しているため、少量使用者の改定率が 100%を超える

×口径が大きくなるにつれて基本料金が上がるため、口径 25 mm以上の少量使用者の場合、改定率が 100%を超えることとなる一方、水道利用量が多い使用者はマイナスの改定率となる

・料金表案②（資料 7 ページ）

現行料金表の従量料金部分に適用している逡増制を維持し、料金表案①の問題点を解消するもの

○料金表案①に比べ、少量使用者の改定率が下がる

×現行の家庭用の大半を占める口径 13 mmと 20 mmの基本料金の差が大きく、改定率の差も大きくなる

・料金表案③（資料 8 ページ）

料金表案②を元に口径 13 mmと 20 mmの改定率の差を最大 10%程度となるように基本料金を調整し、同案の問題点を解消するもの

○現行の家庭用の大半を占める口径 13 mmと 20 mmの基本料金が、改定前に比べて下がるため、水道利用量が少ない使用者は、改定率がマイナスとなる

×口径 13 mmと 20 mmの使用者でも、水道利用量により改定率が最大 50%程度まで上昇する

・料金表案④（資料 9 ページ）

料金表案②を元に、口径 13 mmの使用者の改定率がマイナスとならないよう、基本料金を改定前と同等の金額に調整するもの

○全ての口径で改定前の基本料金以上の水道料金となり、改定率がマイナスとなる区分が発生しないため、公平性が高い

×現行の基本水量（20m³）前後の使用者の改定率が最大で 80%程度となる

×前回の審議会で検討した基本料金と従量料金の割合を変更することとなる

・大口径メーターで水道利用量が少ない使用者への対応（資料 14 ページ）

大口径メーターは工場や店舗といった水道利用量が多い物件で使用されるものであるが、廃業等により本来の用途ではない水道利用量になっていると推測される使用者が存在している。

これまでは基本料金だけの負担となっているが、口径別の料金体系に変更することにより請求額に大きな変更が生ずることを、個別に周知し、口径変更工事等の検討を提案することを考えている。

・湯屋営業用料金区分の使用者への対応（資料 15 ページ）

公衆浴場法に基づく県知事の許可を得ている水道利用者に適用している湯屋営業用料金区分の使用者が、口径別の料金体系に変更することにより改定率が 300%を超えることになるため、使用者からの申請に基づく減免措置を講じ、平均的な改定率に近づくよう制度を設計することを考えている。

[掲載資料に対する意見・発言]

・少量利用者からの視点からは、案 3 が良いと思うが、資料 11 ページの表を見ると、調定 0（ゼロ）の利用者が多いことが分かった。

いつでも水道が使用できるように基本料金だけを支払い続けているのかもしれないが、適正に水道を使用するという意識を促す意味でも、調定 0 の利用者も値上げとなる案 4 が良いと思う。（委員）

- ・案１と案２は公平性の視点から見て、採用することは考えられない。用途別から口径別への制度変更が、水道料金へ影響をもたらすことになるが、その範囲をなるべく小さくさせたいところである。

案３の気になる点として、20m³以下の利用者の水道料金がマイナス改定となっているところがある。水道普及期ではない現在において、基本料金を適正に負担いただくことは、経営の安定化につながる。

75 mm以上の少量利用者は水道料金の増加率が高くなってしまいが、個別に口径変更等の周知を行うなどの対応をしてもらえれば良いと思う。

全ての案に共通する課題として、通増度（従量料金の最も低いところと高いところの差）が大きい。案４でも通増度が６を超えている。この課題は、次回の改定以降で議論するところだと思う。（委員）

（発言）今回提示した案における従量料金の通増度は、現行の水道料金表で適用している通増度に近い数値としている。通増度の見直しは、今後の料金改定を検討する際の参考とする。（事務局）

- ・案３はバランスの良い数字になっているように見えるが、マイナス改定の部分がある以上、公平性の視点から望ましいものではない。したがって、案４が良いと思う。（委員）
- ・案４で適用している基本料金と従量料金の割合は、前回の審議会で議論したものから変更することになるが、水道事業を利用者全体で支えることを重視した結果であれば問題がないものと考えられる。（会長）
- ・生活者の立場から、最初は案３が良いと思っていたが、公平性のある案４を採用して、施設更新等に使用する資金を確保してもらいたい。（委員）
- ・水を使っていなくても、いつでも使えるようにしておくためには、費用が必要であり、そのための負担を水道料金で賄うことへの理解をしてもらうことが大切である。理解を促すために広報をしていくことになるが、行間を察してもらうような表現ではなく、はっきりと示すようにしてもらいたい。（委員）
- ・料金改定の必要性は、水道広報（令和６年度創刊の「上下水道のはなし」）でも示すことになると思うが、わかりやすさを重視した内容にってもらいたい。（委員）
- ・事務局からの提示案は４つの案で比べることができたため、理解しやすかったが、利用者への広報にはすべての案を掲載することが困難だと思う。そのことに留意した広報づくりをしなければならない。

また、広報内容の一部を切り取られて、誤った理解をされないことにも留意してほしい。（会長）

- ・広報作成時にお願いしたいこととして、「わかりやすい広報」と「しつこい広報」の実行がある。活字の多い紙媒体では、読んでもらえない可能性が高い。また、大切なことは何度も繰り返して、知らせていくことが大切であるため、自治会などの団体を活用することも考えてほしい。（委員）
- ・下水道使用料は先に値上げとなっており、水道料金も便乗値上げだと言われたいようにしていかなければならない。市民の中には、自治会費を支払うことも困難という人も多くなっている。このような状況を踏まえて、水道料金の改定は必要だと思うが、経過措置の検討をしてもらいたい、という意見を述べたい。（委員）

（発言）答申には、そのような意見があったことを含めていきたい。（会長）

[水道料金表案の採用]

- ・経営審議会として、水道料金表の案4を採用することとしてよいか伺う。(会長から委員に対して)

「異議なし」との確認。

[瀬戸市からの諮問に対する答申]

- ・昨年2月に瀬戸市から諮問を受け、「適正な水道料金の水準や体系及び改定時期等」について、検討すべきと考えられる事項を議論してきた。これまでの議論の結果をまとめ、瀬戸市への答申を行っていく。
- ・答申の時期は、令和7年5月初旬を目途に行うこととする。(会長)

■「その他」

[自己水のあり方について]

- ・蛇ヶ洞浄水場や馬ヶ城浄水場といった自己水源については、本審議会で議論をすることになるのか。これまでの経緯や、今後のあり方について教えてもらいたい。(委員)

(回答) 自己水と県水の割合は25%と75%で県水の方が多い状況にある。自己水源である蛇ヶ洞浄水場と馬ヶ城浄水場は、どちらも老朽化が進んでおり、施設の更新か県水への切り替えといった実行案を、令和5年度に蛇ヶ洞浄水場、令和6年度に馬ヶ城浄水場、各々のあり方を検討する調査を行っており、その後に市としての自己水全体のあり方を示していくことになる。

自己水のあり方が決定した後は、施設の更新や県水への切り替えに伴う費用を水道料金に反映させることになるため、経営審議会で議論していくことになるものと考えている。(事務局)

[県内の水道料金改定状況について]

- ・愛知県内の11団体が令和6年度以降に水道料金の改定を行うこととなっている。(事務局)
- ・今回提示の資料は、ホームページで料金改定実施を公表している内容をまとめたものである。(事務局)
- ・県水の値上げや施設更新の必要性から、今後、料金改定を実施することになる団体は増えてくるものと思われる。(事務局)

7 次回以降の進め方と日程

- ・令和6年度事業結果の報告を行うこととする。
- ・次回の開催は令和7年8月頃を予定。

以上